

# 精神保健福祉ガイド



## 新居浜市 地域福祉課

令和4年9月改訂

### もくじ

- 1 精神障害者保健福祉手帳について (P1~3)
- 2 自立支援医療(精神通院)について (P4~6)
- 3 障害福祉サービス等について (P7~8)
- 4 年金・手当・高額療養費等について (P9)
- 5 身近な相談機関 (P10~11)

# 1 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳（以下手帳という）は、精神障がい者の社会復帰の促進、自立、社会参加の促進を図ることを目的として交付されています。手帳の交付を受けることにより、税制上の優遇措置、各種施設の利用料割引などの支援施策を受けることができます。

## ◆対象者

何らかの精神障がい(てんかん、発達障がいなどを含みます)により、長期にわたり日常生活または、社会生活への制約(障がい)がある人が対象です。入院・外来の区別はなく、希望者は申請できます。ただし、初診から6カ月目以降でないとは手続きできません。

## ◆等級

1～3級まであります。手帳の申請後、手帳交付の可否や等級について、県の審議会で検討されます。病気の状態と能力障がいの状態の両方から総合的に判断されます。入院するなど「病気」「障がい」が重くなった場合は、承認期間中に申請しなおし、等級変更をすることもできます。

## ◆申請方法・・・手続き窓口：新居浜市地域福祉課（市役所1階14番窓口）

次の書類を添えて申請してください。

### ① 診断書により申請する方法

- 申請書（用紙は地域福祉課にあります。）
- 診断書
- 写真（上半身を中心とした一年以内に撮影された縦4センチ×横3センチの写真）
- マイナンバーカード等  
本人のマイナンバーがわかるもの（「マイナンバーカード」「個人番号（マイナンバー）通知カード」、本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、自立支援受給者証等）  
※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。
- 手帳（更新の場合のみ）

### ② 精神障がいを事由として受給している障害年金の年金証書（年金振込通知書）により申請する方法

- 申請書（用紙は地域福祉課にあります。）
- 年金証書（平成9年度以降に発行されているもので、障害年金と記載されているもの）又は年金振込通知書（障害年金と記載されているもの）★コピー可
- 写真（上半身を中心とした一年以内に撮られた縦4センチ×横3センチの写真）
- 同意書（年金事務所に障害年金に関して照会する時に、使用されます。用紙は地域福祉課にあります。）
- 印鑑（シャチハタ以外）
- マイナンバーカード等  
本人のマイナンバーがわかるもの（「マイナンバーカード」「個人番号（マイナンバー）通知カード」、本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、自立支援受給者証等）  
※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。
- 手帳（更新の場合のみ）

◆有効期限

手帳の有効期限は約2年です。申請書を受理した日が交付日となり、交付日から2年が経過する日の属する月の月末が有効期限になります。

◆更新

更新手続きは有効期限の3カ月前から可能です。

◆変更手続き

手帳の交付後、氏名、居住地等が変更になる場合は、記載事項変更の手続きが必要です。

◆手帳の返還

病状が改善したり、手帳が不要になった場合は、返還届を提出していただくことにより、手帳を返還することができます。

◆◆◆手帳による優遇措置◆◆◆

手帳を取得することで、次のような優遇措置が受けられます。それぞれ条件が設定されている場合がありますので、詳細についてはご確認ください。

(1) 税金の控除・減免・公共料金の割引

種 類 (取扱)	内 容
所得税 (税務署) TEL : 33-4145	障がい者本人または扶養義務者の方が対象となります。確定申告か年末調整の際に手続きしてください。 ※相続税・贈与税についても税務署でお尋ねください。
市県民税 (市役所市民税課) TEL : 65-1224	◎特別障害者控除 手帳1級 ◎障害者控除 手帳2～3級
自動車税(種別割) (東予地方局課税課) TEL : 56-1300	手帳1級所持者本人または生計同一者が運転し、専ら障がい者のために利用されていると認められる場合、減免の対象となります。詳細については市役所地域福祉課、市民税課または東予地方局でお尋ねください。
軽自動車税(種別割) (市役所市民税課) TEL : 65-1224	
自動車取得税(環境性能割) (愛媛陸運局) (軽自動車検査協会)	上記の税が免除になる自動車を、当該障がい者または生計同一者が取得する場合は減免の対象となります。 取扱：普通車・・・愛媛陸運局 TEL : 089-956-1561 ：軽自動車・・・軽自動車検査協会(愛媛事務所) TEL : 089-975-6730

NHK 放送受信料の減免 (市役所地域福祉課) TEL：65-1237	◎全額免除 手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯全員が市町村民税非課税の世帯。 ◎半額免除 世帯主でNHKの契約者が、手帳1級をお持ちの方の場合。 ※毎年、免除基準に該当しているか見直しをします。対象外となりましたら、受信料を支払っていただくようになります。
公共・文化施設の利用料の割引	事前に各施設にお問い合わせください。
新居浜市渡海船使用料の減免 (市役所地域交通課) TEL：66-7010	5割減免 詳細は地域交通課までお問い合わせください。
携帯電話の基本料金割引	詳細は各キャリアへお問い合わせください。

## (2) 運賃等の割引

種 類	割 引 対 象 者	割 引 率
バス運賃の割引	本人のみ	5割引(対象路線あり)
航空旅客運賃の割引	本人と介護者(1人)	各事業所が設定する額
タクシー運賃の割引	本人(詳細は各タクシー事業所へお問い合わせください)	1割引
旅客船運賃の割引	手帳1級：本人と介護者(1人) 手帳2級：本人のみ	各事業所が設定する額

## (3) 後期高齢者医療制度

対 象 者	内 容
1・2級手帳所持者	65歳以上75歳未満の方は、75歳以上の方と同様に後期高齢者医療制度の対象者になります。

※本人確認のため写真付きの障がい者手帳が必要です。

精神障害者保健福祉手帳は有効期限が切れる前に更新手続きの案内文書を送付いたします。

更新を希望される方はお手続きをお願いします。



## 2 自立支援医療制度（精神通院）について

精神の疾病（統合失調症やうつ病、てんかん、認知症等）で通院している人の医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

入院医療費は対象となりません。

### ◆対象の医療費

指定医療機関となっている病院や薬局等での外来時の診療費、薬代、精神科デイケア、訪問看護（申請時に利用する病院等を決めていただきます。）

### ◆月額負担上限額

自己負担額は、原則として医療費の1割となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。この場合の世帯の考え方は、住民票上の家族ではなく、「同じ医療保険に加入している家族」を同一世帯とします。

所得区分による負担上限月額はこの表のとおりです。

所得区分	負担上限月額		対象	
生活保護	0円		生活保護世帯	
低所得1	2,500円		市民税非課税世帯 本人収入 ≤ 80万	
低所得2	5,000円		市民税非課税世帯 本人収入 > 80万	
中間所得	医療保険の 自己負担限度	高額治療継続者（「重度かつ継続」） ※1		
		中間所得層1	5,000円	市民税課税世帯 所得割 < 3万3千円
		中間所得層2	10,000円	市民税課税世帯 3万3千円 ≤ 所得割 < 23万5千円
一定所得以上	公費負担の対象外： 医療保険の負担割合・負担限度額	一定所得以上 （重度かつ継続）	20,000円	市民税課税世帯 23.5万 ≤ 所得割

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）とは・・・

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい若しくは薬物関連障がい（依存症等）の人。

精神医療に一定以上の経験を有する医師が、集中的・継続的な医療が必要であると判断した人。

◆申請方法・・・手続き窓口：新居浜市地域福祉課（市役所1階14番窓口）

次の書類を添えて申請してください。

- ① 申請書・同意書（様式は地域福祉課にあります。）
- ② 診断書
- ③ 保険証

加入している医療保険により必要な保険証が異なります。

- ・国民健康保険（国保組合も含む）または後期高齢者医療保険の方  
・・・同一世帯で同じ保険に加入している方全員分の保険証
- ・その他の健康保険の方・・・受診者本人の保険証

④マイナンバーカード等

- ・本人のマイナンバーがわかるもの（「マイナンバーカード」「個人番号（マイナンバー）通知カード」）
- ・本人と同じ保険に加入している方全員分のマイナンバーがわかるもの（必要でない場合もあります。）
- ・本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、自立支援受給者証等）

※代理人が申請する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要となります。

⑤市民税が非課税の場合は、申請者の方の収入が分かる書類  
（障害年金等の振込通知書（コピーも可）又は通帳）

～他市から転入された方へ～

①から⑤までの該当する書類と、現在お持ちの自立支援医療受給者証、転入前の市町村での課税・非課税証明書が必要になります。

◆有効期間

有効期間は約1年間です。受給者証の有効期限欄を確認してください。

◆再認定（更新）

再認定の手続きは有効期限の3カ月前から可能です。  
診断書の提出は2年に1度です。

◆変更申請

有効期間の途中で医療機関・薬局・保険証、住所等の記載事項が変更になる場合は、変更申請手続きをしてください。

## 指定自立支援医療機関（精神通院）

（新居浜市内）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
上田医院	中村2-8-58	41-6536	
愛媛県立新居浜病院	本郷3-1-1	43-6161	
愛媛労災病院	南小松原町 13-27	33-6191	
こんどう心療内科	坂井町2-5-14	37-3888	
財団新居浜病院	松原町13-47	43-6151	訪問看護・デイケア
さいとう脳神経外科	寿町 11-41	47-7800	
十全総合病院	北新町1-5	33-1818	
十全ユリノキ病院	角野新田町1-1-28	41-2222	デイナイトケア
住友別子病院	王子町3-1	37-7111	
たに脳神経外科・内科・ものわすれクリニック	郷2-1-10	46-1325	
たねがわ心の相談室	種子川町2-2	43-8525	
新居浜協立病院	若水町1-7-45	37-2000	
宮下整形外科・内科	松神子3-1-26	45-3833	
Dクリニック駅前医院	坂井町1-7-4	33-5000	
西の土居あらいクリニック	西の土居町 1-8-5	66-7056	
ゆりかごファミリークリニック	喜光地町 1-4-19	47-5866	

## 訪問看護ステーション

（新居浜市内）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
伴野訪問看護ステーション	船木甲787-2	66-8118
訪問看護ステーション医師会	庄内町4-7-54	33-4096
訪問看護ステーションれんげの会	角野新田町1-1-28	43-5653
訪問看護ステーションはびねす	若水町2-4-38	43-5500
訪問看護ステーションひなた	東田 2-1385-1 直野ビル2階東	66-7336
訪問看護ステーションメディカルレイズ	高木町 2-141 アーバンコート高木	65-3225

自立支援医療（精神通院）は、有効期間は約1年間です。引き続き制度を利用される場合は、再認定の手続きが必要となります。有効期限の3カ月前から手続きが可能です。



### 3 障がい福祉サービス等について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）による障害福祉サービスには次のようなものがあります。

費用負担は原則1割負担です。所得によって、月額負担上限額が設定されており、軽減措置もあります。

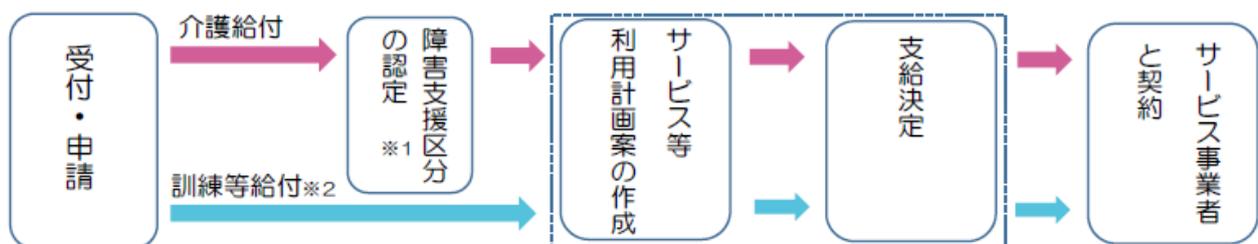
（サービスの一例）

ホームヘルプ （居宅介護）	日常生活を営むのに支障のある場合、ホームヘルパーが訪問して家事などの支援が受けられます。
ショートステイ （短期入所）	介護者の疾病などにより介護できない場合、一時的に入所して支援が受けられます。
グループホーム （共同生活援助）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
生活介護	常に介護が必要な人が通所して介護を受けながら、創作活動などを行う機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活ができるよう、一定期間訓練が受けられます。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識・能力向上のための訓練が受けられます。
就労継続支援	一般企業で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

【サービス利用までの主な流れ】

問い合わせ先 新居浜市 地域福祉課

- 1 相談・利用申し込み（申請書、申告書、同意書など）
- 2 障害支援区分認定調査（18歳未満の方及びサービスの種類によっては、障害支援区分の認定は不要となります。）＊認定調査員が訪問等により実施します。
- 3 調査の結果と医師の意見書をもとに、障害支援区分認定審査会を行い、「障害支援区分」を認定します。
- 4 サービスの利用に際し、「サービス等利用計画案」を作成します。＊計画相談員が面談等により作成します。
- 5 市は4の内容を踏まえて支給決定を行い、サービスの支給量や利用負担上限月額等を記載した「支給決定通知」と「受給者証」を発行し、利用者へ送付します。
- 6 利用者は受給者証を提示して、ご希望のサービス事業者と契約を結びます。



※1 同行援護の利用申請の場合

障害支援区分の認定は必要ありませんが、同行援護アセスメント調査票の基準を満たす必要があります。

※2 共同生活援助の利用申請のうち、一定の場合は障害支援区分の認定が必要です。

## その他の在宅サービス等について

問い合わせ先 新居浜市 地域福祉課

### ◆日中短期入所事業

障害者支援施設等において、宿泊を伴わない短期入所により、障がい者等を日中に一時預かりし必要な支援を行います。

### ◆移動支援

屋外での移動が困難な障がい者について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

### ◆地域活動支援センター

病気の快復途上で一般の就労につくことがまだ難しい方たちに創作的活動または生産的活動の機会や社会との交流を提供しています。

### ◆重度障がい者（児）タクシー利用助成事業

在宅の重度障がい者（児）へタクシー利用料金の一部（1枚につき250円、1回の乗車につき最大2枚まで使用可能）を助成します。市内を事業区域とする登録タクシー会社で利用できます。

○精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者が対象

○1人につき1カ月を4枚として申請した月分から交付

## 精神保健事業について

問い合わせ先 新居浜市 健康政策課 保健センター

### ◆精神障がい者家族教室

精神疾患や福祉制度に関する情報、精神障がい者の社会復帰等について学び、同じ悩みを抱える家族の交流できる場を提供しています。（年3回程度）

### ◆こころの相談事業

こころの悩みや不安を抱えた本人または家族からの面接相談に、精神科医師、臨床心理士が応じます。（無料）

### ◆ゲートキーパー養成講座

うつ病等に関する基礎知識を習得し、気づき・声かけ・つなぎといった役割を持つ「ゲートキーパー」を養成しています。

## ふれあい収集事業について

問い合わせ先 新居浜市 廃棄物対策課

### ◆ふれあい収集

申請により、週に1回大型ごみ以外のごみを戸別訪問収集します。手帳1・2級所持者で、家庭ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難であり、かつ、他の者からごみ排出の協力が得られない世帯が対象です。詳細は廃棄物対策課までお問い合わせください。（廃棄物対策課：TEL 65-1252）

## 4 年金・手当・高額療養費等について

- ◆**障害年金** 問い合わせ先 新居浜市 市民課・新居浜年金事務所  
精神障がいのために日常生活や就労が困難になった人に障害基礎年金が支給されます。障がいの程度により 1～3 級に分かれています。

### 支給要件

- 国民年金または厚生年金加入期間である間に、障がいの原因となった傷病の初診日があること。(20歳前や年金加入者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。)
- 障がい認定日(初診日から1年6カ月を経過した日または、1年6カ月以内に症状固定した日)において、国民年金・厚生年金の障がいの等級に該当していること。
- 保険料の納付要件を満たしていること

- ◆**特別障害者手当** 問い合わせ先 新居浜市 地域福祉課  
精神または身体に著しい重度の障がい重複しているため、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の方に手当が支給されます。

### 支給要件

- 毎年の所得が一定の額以下であること
- 施設に入所していないこと
- 病院等に継続して3カ月を超えて入院していないこと

- ◆**高額療養費** 問い合わせ先 加入医療保険  
入院等で1カ月の医療費が高額になってしまった場合、申請をすれば自己負担限度額を超えた部分が返ってきます。  
また、**限度額適用認定証**(市民税非課税世帯の人は「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」)を提示することで、保険診療分につき医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなる制度があります。  
入院される場合に、限度額適用認定証などの交付を希望する人は、加入医療保険において申請の手続きをしてください。

- ◆**入院時食事療養費(入院時の食事代)の減額認定** 問い合わせ先 加入医療保険  
非課税世帯の方は、減額認定証を医療機関に提示しないと一般の人と同じ負担となり、減額されません。また、過去12カ月の入院日数が90日を超える場合、更に減額されますが、その際も加入医療保険での手続きが再度必要になります。詳しくは、加入医療保険へお問い合わせください。

## 5 身近な相談機関

### 相談支援事業所

地域で生活している障がい者(児)やそのご家族への日常生活の相談や支援を行います。精神障がいに関する相談支援事業所は新居浜市内に2カ所あります。

名 称	住 所	連 絡 先
どんでんどん	下泉町2-7-25	40-8716
まごころの会	角野新田町1-1-28 (十全ユリノキ病院内)	47-6682

たとえば、こんな相談ができます。

- ◎福祉サービスの利用に関する支援 (どんなサービスがあるのか知りたい)
- ◎生活に関わる相談 (余暇の過ごし方・お金の使い方)
- ◎家族への支援 (どのように対応したらいいのかわからない等) など・・・

### 西条保健所 (県)

ひきこもりやうつなどの健康問題や病気に関する相談に応じたり、関係機関と連携しながら地域精神活動の推進などを行っています。(連絡先: 56-1300(代表))

### 新居浜市地域福祉課

精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービスの申請受付などを行っています。(連絡先: 65-1237)

### 新居浜市健康政策課 保健センター

市民の健康づくりを支援している所です。保健師や管理栄養士・歯科衛生士により、健康教育や健康相談、家庭訪問などを行っています。(連絡先: 35-1070)

### 新居浜市社会福祉協議会

判断能力に不安のある方が、地域で安心して生活を送ることができるように、福祉サービス利用援助事業や法人後見事業を行っています。(連絡先: 47-4976)

### 新居浜市成年後見支援センター

成年後見制度についての相談や、制度利用に対して支援を行っています。  
(連絡先: 65-1241)

### 新居浜市虐待防止センター

障害者の虐待に関わる通報や届け出、支援などの相談は、障がい者虐待防止センターまでお寄せください。(連絡先: 41-6191)

### 障がい者就業・生活支援センター エール

就業に向けての相談や援助、日常生活や社会生活での支援などの相談は、障がい者就業・生活支援センターまでお寄せください。(連絡先: 32-5630)

### 新居浜年金事務所

病気やけがで障がいが残ったときや、20歳前の事故や疾病等により政令で定められている障がいの状態になった場合に、障害年金が支給されます。障害年金に関する相談は、新居浜年金事務所までお問い合わせください。(連絡先：35-1300)

### ハローワーク新居浜

就労支援制度がありますので、詳しくはハローワーク新居浜までお問い合わせください。(連絡先：34-7100)

### 家族会「新居浜家族会ひなぎく」

精神障がい者の家族がお互いに支えあい、学びあい、元気になるために「ワイワイ」活動しています。家族の人の参加をお待ちしています。(連絡先：40-6111 どんでんどん内)

### 精神保健ボランティアグループ「かざぐるま」

市民の立場で、障がい者や関係者と共に活動し、明るく、笑顔で社会参加と自立支援を応援しています。(連絡先：65-1009 新居浜市ボランティア・市民活動センター内)

